

主要国・地域の越境EC

インドの越境EC

2017年12月20日

EC事業上の課題

インドでは在庫を持ち決済をする方式でのEC事業への参画は外資規制により制限されているため、在日の日本企業が当地サイトに直接出品・販売するという参画方法はとれない(インドに進出し、同国で製造している製品であればECは可能)。そのため、現在インドでECを活用している日本企業は、インド企業を介在させて出品している。

日本からの出品に際する留意点

ジェトロ・ニューデリーでは、地場ECサイト(スナップディール)と協力し、同サイトに日本製品特設ページを開設。日本企業に対し、インドECでのテストマーケティング事業を実施。その際の売れ筋商品は、500ルピー(=約850円、2017年9月時点)以下の低価格の文房具。

インドにおける越境ECの市場動向と制度

インドにおける越境EC市場動向

日本からの出品を可能にしている主なECサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、日本から直接出品されているECサイトは無し。 (注) ただし、地場代理店を介在させた出品・販売は可能。
主要ECサイトにおける販売上位品目(=売れ筋)	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマホやパソコンなどの電子機器(51%) ・ ファッション&アパレル(30%) ・ ベビー用品や美容などのパーソナルケア製品(12%) ・ 書籍(7%)
越境EC利用の際の主な決済システムの利用割合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代金引換(45%) ・ デビットカード(21%) ・ クレジットカード(16%) <p>(出所) ジェトロ調査 (注) 近年はペイティーエム(Paytm)、フリーチャージ(freecharge)などの電子決済も拡大。</p>

インドにおけるEC（越境EC含む）に関する制度

国内規制	(1)データ制約に関する規制の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし。
	(2)規制取扱商品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入規制に準拠し、各プラットフォームが定める規制品
	(3)その他のEC販売に関連する規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外資系単一ブランド小売業者は実店舗と同様の条件付きでECでの展開が可能だが、複数ブランド小売業者によるECは禁止。 ・ 1店舗の売上が同一サイト内全店舗の売り上げ合計の25%を超えないことを条件に、「マーケット・プレイス型」でのECの外資参入が認められている。 ・ インドに製造拠点を設けるメーカーおよび同国で調達・加工する食品加工業者には、インドで製造した自社製品のEC販売が許可されている（外資政策）。
小口配送に関する税制や輸入手続き関連制度(上のメリット)の有無と販売への影響		『小口貨物の通関制度：インド』をジェットロ・ウェブサイトに掲載。

【注】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェットロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

ジェットロ海外調査部

日本貿易振興機構（ジェットロ）発行
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
アーク森ビル6階
Tel: 03-3582-5511

お問合せは
海外調査部 海外調査計画課 出版班まで
Tel: 03-3582-3518
E-mail: SENSOR@jetro. go. jp